

## 船舶インシデント調査報告書

令和元年10月23日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成30年10月12日 01時00分ごろ
発生場所	不明（北海道根室市花咲港東方沖）
インシデントの概要	漁船第六十三幸栄丸は、操業中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和元年6月10日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第六十三幸栄丸、19トン HK2-21335（漁船登録番号）、個人所有 ディーゼル機関、4サイクル、出力735.50kW、回転数毎分 1,406、6気筒、ボア170.0mm、使用燃料A重油、平成22 年7月機関製造 第200-26559号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	機関長、五級（機関）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南東、風速 約2.5m/s、視程 約5.6km 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過等	<p>本船は、船長及び機関長ほか数人が乗り組み、操業中、主機の潤滑油圧力低下の警報が鳴ったので、機関長が主機を停止して点検したが、潤滑油圧力が低下した理由が分からず、運航不能と判断して付近にいた僚船にえい航を依頼し、花咲港に入港した。</p> <p>機関修理会社担当者は、本インシデント後、主機を開放して点検したところ、‘機付潤滑油ポンプの吐出側に接続された配管’（以下「本件配管」という。）に亀裂を生じ、船首から順に番号が付された主機の1番シリンダの吸気弁1本が弁傘部で割損し、過給機が破損していること、及び本件配管の振れ止め金具の締付けに緩みを生じていることを認めた。</p> <p>主機は、本事故当時、約0.5MPaから約0.2MPaに潤滑油圧力が低下すると同油圧力低下の警報が鳴るように設定されていた。</p>
分析	本船は、操業中、主機の本件配管に取り付けられた振れ止め金具の締付けに緩みを生じた状態で主機の運転が続けられ、振動により本件配管に亀裂を生じたことから、機付潤滑油ポンプから吐出される潤滑油の供給量が減少して同油圧力が低下し、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。

	<p>主機 1 番シリンダの吸気弁は、主機の本件配管に亀裂を生じ、機付潤滑油ポンプから吐出される潤滑油の供給量が減少して弁腕装置の潤滑が阻害され、吸気弁が固着するなどして上昇したピストン頂面と接触し、弁傘部が割損したものと考えられる。</p> <p>過給機は、割損した弁傘部の破片が入り込み、破損したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本インシデントは、夜間、本船が、操業中、主機の本件配管に取り付けられた振れ止め金具の締付けに緩みを生じた状態で主機の運転が続けられ、振動により本件配管に亀裂を生じたため、機付潤滑油ポンプから吐出される潤滑油の供給量が減少して同油圧力が低下し、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機付潤滑油ポンプに取り付けられた配管の振れ止め金具は、定期検査等において、締付け状態を機関修理会社に依頼するなどして点検すること。</li> </ul>